

琴平町立統合小学校（仮称）
琴平町立認定こども園（仮称）
基本構想・基本計画



令和 6 年 6 月
琴平町教育委員会
琴平町子ども・保健課

琴平町立統合小学校（仮称）・琴平町立認定こども園（仮称）
基本構想・基本計画
目次

第1章 琴平町統合小学校及び統合認定こども園建設における基本構想・・・・・・・・・・1

第2章 琴平町統合小学校及び統合認定こども園建設における基本計画・・・・・・・・・・1

● 琴平町立統合小学校（仮称）基本構想・基本計画

● 琴平町立認定こども園（仮称）基本構想・基本計画

第1章

琴平町統合小学校及び統合認定こども園建設における基本構想

- 1 同一敷地での保育・教育で連携力を高める
認定こども園で行う保育教育と統合小学校で行う教育を同一敷地で行うことで、職員間の連携や、敷地の共有化で、様々な活動の幅を広げます。
また、送迎等の保護者の負担軽減にもつなげます。
- 2 認定こども園から小学校までの連続的な保育・教育を行う
認定こども園から小学校までの連続的な保育・教育を可能とする環境を整備します。

第2章

琴平町統合小学校及び統合認定こども園建設における基本計画

- 1 校舎・園舎の新築事業における配慮事項
 - ・校舎、園舎等の繋がりを意識した配置計画とします。
 - ・認定こども園と統合小学校それぞれの独立性を保持しながらも、連携しやすい建築計画を行います。
 - ・大地震時を想定した、建物構造の検討と非構造部材の安全性も十分に検討します。
 - ・フェンス等により敷地の防犯対策を行います。

※その他詳細は個別基本構想・基本計画を参照

琴平町立統合小学校（仮称）
基本構想・基本計画



令和 6 年 6 月
琴平町教育委員会

琴平町立統合小学校（仮称） 基本構想・基本計画 目次

第1章 琴平町立統合小学校整備事業について	1
第2章 琴平町立小学校の概要について	2
1 小学校施設の概要	2
(1) 学校の所在地	2
(2) 通学区域	2
(3) 学校施設の概要	2
(4) 小学校施設の現状	3
2 児童数の推移	3
第3章 琴平町立統合小学校建設における基本構想	4
1 琴平町の教育方針	4
2 琴平町立統合小学校施設の整備方針	5
第4章 琴平町立統合小学校建設における基本計画について	6
1 建設計画について	6
(1) 建設計画地	6
(2) 建設計画地内における既存施設の取扱い	6
2 施設計画について	6
(1) 建設概要	6
(2) 予定施設の概要	6
(3) 校舎等の新築事業における配慮事項	7
(4) 施設・整備内容	7
第5章 施設整備にかかる参考資料	13
1 琴平町立統合小学校整備にかかるアンケート結果について	13
(1) 調査目的	13
(2) 調査結果	13

第1章 琴平町立統合小学校整備事業について

琴平町の小学校統合については、平成28年3月に琴平町立小学校の適正規模・適正配置等検討委員会から答申を受け、平成29年1月に琴平町教育委員会が琴平町立小・中学校再編・改築整備基本方針を策定しました。

その方針に基づき中学校については、施設の老朽化が著しく早期の改築が必要であるため、平成29年度より琴平中学校改築工事の事業に着手し令和2年度末をもって新しい琴平中学校が完成しました。

新しい統合小学校については、各小学校の校区から等距離の町中心付近の土地に新たな統合小学校を建設する方針でしたが、平成29年4月に琴平町公共施設総合管理計画および平成31年3月に琴平町個別施設計画を作成したことを契機に、小学校のみならず就学前の教育・保育施設や庁舎も老朽化等の整備して行くうえでの財政的な問題が顕在化したほか、待機児童が発生するなど、昨今のこれらの公共施設を取り巻く環境が更なる変容を見せている状況を踏まえ、各小学校を一つに統合するとともに、令和4年度からこども園化を行う北・南それぞれの保育所と幼稚園を一つのこども園に統合して現在の象郷小学校敷地に整備することとした、琴平町公共施設整備構想を策定しましたが、具体的な整備段階には至っていません。

その後、令和5年度に、町立小学校、町立認定こども園及び私立保育園の保護者や地域住民、学校関係者等を交えた、学校等再編整備検討協議会を設立し検討を行い、令和5年12月1日に答申を受けました。

琴平町及び琴平町教育委員会としては、この答申を民意として尊重し、教育・学習・保育的視点から子どもたちのことを最優先に考え、「琴平・榎井・象郷の3つの小学校を1校に統合するとともに、南・北の2つのこども園も1園に統合し、町の地理的に真ん中あたりに新たな土地を購入し、町立統合小学校及び町立統合認定こども園を併設し、いずれも新築する」。この方針は、地域社会や財政状況等も検討し、町の総合教育会議において策定しました。

現在の各小学校は生徒数の減少によりクラス替えが出来ない状況になっており、男女比の偏りやクラス同士で切磋琢磨する機会が失われています。また、小1プロブレムに代表される昨今の子どもの問題を考えると、保・幼・小の連携がそれらの問題を解消するうえで有効なものになるように検討しなければなりません。

今回策定する計画は、琴平町の将来を担う子どもたち一人一人にとって、良好な教育環境を創造し、保護者及び住民の皆様のご協力を得ながら推進していくための指針となるものです。

第2章 琴平町立小学校の概要について

1 小学校施設の現状

(1) 学校の所在地

学 校 名	住 所
琴平小学校	琴平町145番地1
榎井小学校	琴平町榎井58番地3
象郷小学校	琴平町上櫛梨26番地

(2) 通学区域

学 校 名	住 所
琴平小学校	琴平町（旧琴平）全域 榎井の内、JR線路より以西の者で希望者 五条の内、JR線路より以西 苗田の内、JR線路より以西の者で希望者
榎井小学校	榎井の内、JR線路より以東 五条の内、JR線路より以東 榎井の内JR線路より以西の者で希望者
象郷小学校	苗田、上櫛梨、下櫛梨

文部科学省の基準では、小学校はおおむね4km以内と規定しています。現在、琴平町立の全ての小学校の通学距離はおおむね2km以内となっています。

(3) 学校施設の概要

【琴平小学校】

校地面積：8,814㎡（運動場面積 4,094㎡）
 建 物：【校 舎】RC造4階建て 延床面積：4,338㎡
 【屋内運動場】RC造1階建て 延床面積：953㎡

【榎井小学校】

校地面積：10,701㎡（運動場面積 5,016㎡）
 建 物：【校 舎】RC造3階建て 延床面積：3,753㎡
 【屋内運動場】RC造1階建て 延床面積：895㎡

【象郷小学校】

校地面積：7,954㎡（運動場面積 5,179㎡）
 建 物：【校 舎】RC造2階建て 延床面積：2,805㎡
 【屋内運動場】RC造1階建て 延床面積：690㎡

(4) 小学校施設の現状

公立学校施設は、児童・生徒などが一日の大半を過ごす活動の場であることや、災害時には地域住民の避難場所としての役割をも果たすことから、安全性の確保は極めて重要であります。よって、耐震補強工事が必要な校舎、屋内運動場については調査および改修を行い耐震性を確保しています。さらに、地震の際の天井材落下防止の為、全ての屋内運動場内のつり天井を撤去しています。

以上により、必要な改修を行っている状況ではありますが、各小学校ともに40年以上の築年数となっており、施設の陳腐化や設備機器の老朽化が著しい状況です。

2 児童数の推移

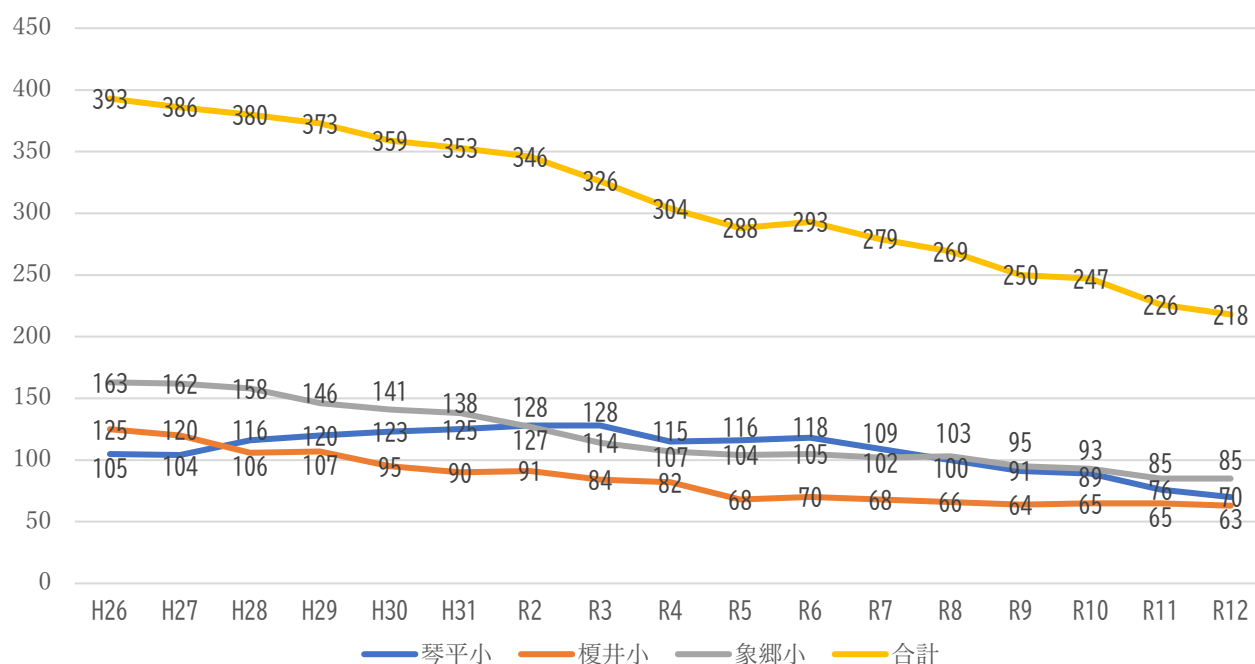
3小学校の児童数の合計は293名であり、平成26年度の393名と比べて100名減の75.5%となっています。また、琴平町で初めて小学校統合の検討を行い、答申を提出した平成20年度の564名に対しては、271名減の51.9%と、ほぼ半数にまで激減している状況です。

※令和7年度以降の生徒人数は、住民基本台帳を元に予想したものである。

○児童数の推移

年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
琴平小	105	104	116	120	123	125	128	128	115	116	118	109	100	91	89	76	70
榎井小	125	120	106	107	95	90	91	84	82	68	70	68	66	64	65	65	63
象郷小	163	162	158	146	141	138	127	114	107	104	105	102	103	95	93	85	85
合計	393	386	380	373	359	353	346	326	304	288	293	279	269	250	247	226	218
前年差	-	-7	-6	-7	-14	-6	-7	-20	-22	-16	5	-14	-10	-19	-3	-21	-8
前年差累計	-	-7	-13	-20	-34	-40	-47	-67	-89	-105	-100	-114	-124	-143	-146	-167	-175

町立小学校 児童数推移【H26年度以降】



第3章 琴平町立統合小学校建設における基本構想について

1 琴平町教育方針

(1) 確かな学力の定着と向上を目指す

- ・基礎的・基本的な知識・技能を習得させ、思考力や判断力・表現力などのコミュニケーション能力などの確かな学力を身につけさせる。
- ・学習への興味・関心・意欲を高め、自ら学び、自ら考え、主体的に学ぼうとする児童・生徒の育成を図る。
- ・「まちづくり科」学習によって、郷土を愛する心や働くことの喜びを体得させるとともに、まちづくりに主体的に参画できる児童・生徒の育成を図る。
- ・特別支援教育コーディネーターを核とした校内指導体制を充実させ、保護者や関係機関との連携を図りながら、障がいのある子どものニーズに応じた特別支援教育を推進する。
- ・幼稚園・小学校での外国語（英語）活動の充実に努めるとともに、学校図書館を活用した読書活動の一層の推進を図る。
- ・子ども・子育て支援事業計画の基本理念の施策でもある保幼小の連携をはかり、小1プロブレムに対する対策を図る。

(2) 心豊かで、たくましく生きる力を育てる

- ・自然や伝統文化・芸術など、美しいものや崇高なものに感動する感性や情操、思いやりや優しさなど、豊かな心を育む教育の推進を図る。
- ・教師と子どもの信頼関係を一層深め、子どもの心に寄り添ったきめ細かな生徒指導により、「いじめ」「不登校の未然防止に努めるとともに、心身ともに健全な児童・生徒の育成を図る。
- ・道徳教育や人権・同和教育などあらゆる教育活動を通して、自尊感情を高め、自己有用感を実感できる児童・生徒の育成を図る。

(3) 健やかな体をつくる

- ・積極的にスポーツや体力づくりに取り組む態度を育てる指導の充実を図る。
- ・規則正しい生活習慣や望ましい食習慣形成の推進に努める。
- ・安全な行動の日常化を目指す安全教育の充実を図る。

(4) 家庭や地域との連携を密にする

- ・家庭教育力向上のための啓発活動の充実を図る。
- ・開かれた学校により、保護者・地域との信頼関係を構築するとともに、関係機関との連携を深める。

2 琴平町立統合小学校施設の整備方針

学校施設の整備にあたっては、施設整備方針及び文部科学省の定める学校施設整備指針に留意するとともに創意工夫のある施設計画を策定するものとします。

(1) 子ども達の主体的な活動を支援する施設づくり

多様な教育活動に対応できるよう、多目的教室の配置や可変壁を使用したレイアウトフリーな教室も考えていきます。また、障がいの有無に関係なく、バリアフリーの教室を創造するとともに、情報教育の充実が可能な施設とします。

- ・ 多様な学習形態、弾力的な集団による活動を可能にする施設
- ・ ICT 環境の充実
- ・ 国際理解の推進
- ・ 特別支援教育の推進

(2) 安全でゆとりの潤いのある施設づくり

安全で安心な学校づくりを実現するために、学校施設の耐震性の向上を推進するとともに、防犯・事故防止から回避できる学校づくり、シックスクールや感染症への対策などの室内環境の整備を行います。

- ・ 健康に配慮した施設
- ・ 地震、洪水等の災害に対する安全性の確保
- ・ 安全・防犯への対応
- ・ 施設のバリアフリー化
- ・ 環境との共生
- ・ カウンセリングの充実のための施設
- ・ 新型コロナウイルスやインフルエンザなどの感染症への対策

(3) 地域と連携した施設整備

多様な教育ニーズに応えるため、学校と地域が一体となった豊かな教育の場の実現に努めるとともに、学校施設を地域に開かれたものとし、学校が地域コミュニティの多様な拠点の一つとなるようにします。具体的な整備例として以下の内容を示します。

- ・ 学校・家庭・地域の連携の推進
- ・ 学校開放のための施設環境計画

(4) 琴平町認定こども園と連携できる施設整備

統合小学校及び統合認定こども園は同一敷地に併設して建設するため、幼保小の連続的な教育保育が可能な施設整備を行うものとします。また、密な連携が可能なレイアウト等により、イベント時等に敷地を有効的に活用できるように工夫します。

第4章 琴平町立統合小学校建設における基本計画について

1 建設計画について

(1) 建設計画地

1. 地名地番：香川県仲多度郡琴平町苗田 775 番地 1 他
2. 敷地面積：約 21,000 m²
3. 道 路：東側：県道 206 号線（原田琴平線）、南側：町道荒井林立線
西側：町道天神線
4. 地域地区：都市計画区域内
5. 都市整備：給水 上水道 電力：四国電力（株）
：排水 公共下水道事業認可区域外
6. 用途地区：指定なし

(2) 建設計画地内にある既存施設の取扱い

1. 用水路
必要な機能を維持できるように、移設や埋設を検討する。
2. 公衆用道路
小学校へのアクセス等を考慮し、必要な改良を施すものとする。

2 施設計画について

(1) 建設概要

校舎、屋内運動場、その他付帯設備を建設し、外構及び校庭の整備を行います。なお、各施設の機能については、小学校整備指針（平成 31 年 3 月：文科省大臣官房文教施設企画・防災部）を参考とします。

(2) 予定施設の概要

【校舎】

1. 延床面積 ： 約 3,900 m²
階 数 ： 3 階以下
主体構造 ： RC 造・鉄骨造・木造又はそれらの複合構造等
想定する諸室機能
 - ・ 普通教室 ： 12 教室程度
 - ・ 特別支援教室 ： 4 教室程度
 - ・ 特別教室及び準備室 ： 18 室程度

(理科室、理科準備室、音楽室、音楽準備室、図画工作室、図画工作準備室、家庭科室、家庭科準備室、生活科室、多目的教室、外国語活動室、視聴覚教室、視聴覚準備室、図書室、コンピュータ室、コンピュータ準備室、特別活動室)

2. その他の施設

相談室、校長室、職員室、事務室、保健室、会議室、放送室、職員用更衣室、印刷室、給湯室、倉庫、放課後児童クラブ 等

【屋内運動場】

1. 延床面積 : 約 919 m²
階 数 : 1 階
主体構造 : RC 造・鉄骨造・木造又はそれらの複合構造等

【屋外運動場】

屋外運動場 : 約 5,000 m²程度

【駐車場】

駐車台数 : 80 台程度

※通常時必要台数でありイベント時は考慮されていない。

【その他施設・設備等】

屋外倉庫、遊具、屋外トイレ、屋外手足洗い場、小動物の飼育小屋、駐輪場、太陽光発電（蓄電池含む）設備 等

(3) 校舎等の新築事業における配慮事項

- ・校舎、屋内運動場、校庭等の繋がりを意識した配置計画とします。
- ・児童等の歩行者と車両との分離に配慮します。(歩車分離)
- ・運動会などのイベント時に対応可能な駐車場を整備します。
- ・配膳車両や消防車両等などの動線に配慮した計画とします。
- ・フェンスの設置や各開閉門に対する防犯対策を適切に行います。
- ・近隣住民への影響(日射・騒音等)に配慮した計画とします。
- ・大規模地震に児童の命を守るために、最適な構造形式の選定や、非構造部材の安全性の検討も含めた、地震時に避難しやすい校舎等とします。
- ・ICTの活用や、学級や学年をまたいだ活動にも対応できる、柔軟で独創的な学習空間を計画します。
- ・インクルーシブ教育の実現に向けた、すべての児童の特性に合わせたユニバーサルデザインを取り入れます。
- ・時代の変化(書籍の電子化や多様化する学びのスタイル)に柔軟に対応できる可変的な教室計画や設備計画に配慮した計画とします。
- ・木のぬくもりを感じることのできる教育環境を整備します。

(4) 施設・整備内容

小学校施設整備の基本的な考え方は次のとおりとする。(配慮項目)

機能	室名	配慮事項
普通教室	普通教室	・日照、採光、通風等の良好な環境条件の確保 ・同一学年の教室は、同一階、同一区画にまとめて計画する。 ・学年ごとの区画は、相互の連続性や共用空間との連続性に留意する。 ・低学年児童のための教室は生活科のための施設や固定遊具などの学習・生活空間とまとめて計画する。 ・児童の道具入れ等に必要な収納を確保する。 ・「特別の支援を必要とする児童のための指導上必要な空間」との連携を考慮する。 ・心の居場所としての教室になるよう、色彩の工夫、収納スペースや家具の形状などに配慮する。
特別支援教室	特別支援教室	・障がいの状態に応じた教科指導や、障がいの状態の改善・克服を目的とするなどの多様な学習活動に対応できる空間とする。 ・普通教室等との連携し、まとまりのある区画として計画する。 ・障がいの特性を考慮し、十分な安全性を確保することのできる位置に計画する。 ・自閉症等への対応として安心してリラックスできる環境づくりに配慮する。
特別教室	理科教室	・実験や飼育および栽培に必要な機能やスペースの充実を図る。 ・日常的に ICT が活用できるよう考慮する。 ・準備室、薬品庫を設備する。
	音楽教室	・学習活動に使用する楽器等が適切に配置できる面積、形状等を計画する。 ・良好な音響的環境となるような空間計画とするとともに遮音性能についても十分配慮する。 ・準備室、楽器収納庫を設備する。
	図画工作教室	・表現活動の内容に応じた適切な大きさの面積、形状等を計画する。 ・収納、保管、展示、鑑賞等のための空間を設ける。 ・準備室内に塗料保管庫や製作中の作品の保管場所を確保する。
	家庭科教室	・設備、機器等を必要な間隔で適切に配置できる計画とする。 ・準備室、用具収納庫を設置する。 ・作品保管や作品展示のスペースを設ける。

	生活科教室	・教材や教具等を集約配備する室・スペースを他の学習関係諸室との連携を考慮し低学年の学習空間の周辺に計画する。
	外国語活動室	・外国についての資料等の展示、掲示等ができるスペースを確保する。 ・外国語活動における会話や歌、体を動かす活動を考慮し遮音性に配慮する。
	視聴覚室	・将来の機器の更新等を考慮し各種機器を効果的に配置する。 ・良好な音響環境となるよう計画する。 ・機器等の点検や保管の為に準備室や調整室等を計画する。
	コンピュータ教室	・将来の機器の更新、増設等も考慮し情報機器やLAN、コンセント設備等を利用しやすいように配置する。 ・メディアセンター機能を持たせるため図書室と連携した配置を計画する。 ・教材、教具、消耗品等の収納や教師がプログラム作成できる準備室を設置する。 ・ICTに対応した他の室との役割分担を明確にし、連携に留意する。
	図書室	・コンピュータ教室と連携して、児童が調べ学習等の様々な学習活動の空間として利用しやすい配置にする。 ・書架、机、いすの配置や読み語りスペースなど、児童が読書に興味・関心が持てるように配慮する。
	特別活動室	・委員会活動等の作業がしやすく、子どもたちが作成した作品・資料などを収納しやすいスペースとする。
	教育相談室 (心の教室)	・児童が落ち着いて過ごせる空間とする。 ・児童の立ち寄りやすい位置に保健室との連携を考慮した計画とする。 ・教師が保護者等からの相談に応じる空間として計画する。
多目的教室	多目的教室 オープンスペース	・多様な学習内容・学習形態に柔軟に対応できるようなスペースとする。 ・利用方法に応じ適宜空間を分割できるように計画する。
管理諸室	校長室	・会議、応接のスペースや各種資料を保管するための棚などを設置するとともに、職員室と隣接した配置に心がける。
	職員室	・運動場、正門などへの見通しを考慮した配置とする。 ・児童・保護者が気軽に入りやすいよう、配置動線や開放性に配慮する。 ・校務処理等を支援する校内LAN等、情報環境を整備する。 ・将来の機器の更新、増設等も考慮し情報機器やLAN、コンセント設備等を利用しやすいように配置する。

		・スクールカウンセラー等、教職員以外の活動に関わる者にも考慮したものとする。
	保健室	・静かで採光や通風などの良好な環境とする。 ・運動場や体育館と近い配置に心がける。 ・保健室登校の児童への配慮できるようにする。 ・救急車との連携ができる配置に心がける。 ・個人の健康記録等書類の保管に配慮する。 ・カウンセリングスペースの設置を考慮する。
	会議室	・校長室・職員室との動線に配慮する。 ・ICTが効果的に活用できる環境整備に心がける。
	印刷室	・職員室との動線に配慮する。 ・機器配置スペース・作業スペース・用紙・教材保管スペースを確保する。
	放送室	・騒音・遮音対策を講じる。 ・校庭への見通しが容易な配置とする。
	職員更衣室	・職員室との動線、防犯に配慮する。
	倉庫・教材室・用品庫	・共通の教材室・備品倉庫を動線に配慮し設置する。 ・目的別・収納品ごとに配置ができるようにする。
その他諸室	防災備蓄庫	・出入り口や道路に近接した位置に設置し、備蓄品の搬入搬出に配慮する。 ・必要な量の毛布や非常食の備蓄保管及び搬入搬出のスペースを確保する。 ・災害時の拠点として、電源やLAN環境が整備されるように心がける。
共通部分	廊下・階段	・児童がほっとできる場所や居場所を設けるようにする。 ・異学年交流や特別支援学級との交流スペースとして活用しやすいよう工夫する。 ・階段は、児童が運動場や体育館、特別教室などを利用しやすい場所の動線に配慮して設置する。
	トイレ	・トイレは乾式とし、明るく清潔で誰でもが使いやすいものとする。 ・児童やその他の利用者を考慮し、利用しやすい位置に設置する。 ・和・洋式トイレの割合に配慮する。 ・室内照明や手洗水栓などに人感センサーの設置等を検討する。 ・教職員・来賓用トイレは管理諸室との動線に配慮する。 ・車いす対応のトイレは、利用者に配慮し各階の利用しやすい位置に設置する。

	エレベーター	・ バリアフリーに心がける。
	手洗い場	・ 各室からの利用動線に配慮する。 ・ 感染症予防対策のため、児童の手洗やうがいのために必要な水栓の数を確保する。
その他	体育館	・ 雨天時の利用を考慮しつつ、同時使用学級数に留意し、教科体育、クラブ活動等の内容などに応じ、必要な規模を計画することが重要である。また、同時使用時においても、相互の学習の効果を減じないよう遮音性等も考慮した計画とすることが有効である。 ・ 通風、換気及び自然採光を十分確保するとともに、適切な室温を確保するように空調機器などを計画することが重要である。 ・ 更衣室、便所、運動器具庫等の附属施設と一体的に計画することが重要である。 ・ 儀式的行事、学芸的行事、各種集会、学習・研究成果の発表等における利用を予定する場合は、必要な規模のステージ、控え室等の空間を確保することが望ましい。また、必要に応じ各種情報機器の設置にも配慮することが有効である。 ・ 屋外運動施設と移動しやすく、かつ、相互に見渡すことのできる位置に計画することが望ましい。 ・ 屋内運動場を避難所等として利用するために、日常の教育活動に支障を生じない動線計画とするとともに、避難者が円滑に避難できるよう階段の位置等を計画することが重要である。 ・ 避難所となる場合に備えて、便所、備蓄倉庫等を計画することが有効である。
	校舎周辺	・ 周辺住宅等との間で相互に日影、プライバシー等に支障が生じることないように配慮する。
	その他	・ 断熱化や日射遮蔽、設備機器の高効率化を行い良好な温熱環境を確保する。 ・ L E D照明等の省エネ機器を設置する。 ・ 高速無線 L A Nを導入する。 ・ 施設全体のバリアフリー化に配慮する。 ・ 今後予想される大規模地震や大雨等の際に安心・安全に避難や生活ができる環境や構造とする。※非構造部材も含めて ・ インクルーシブ教育の実現に向けた、全ての児童の特性に合わせたユニバーサルデザイン ・ 防犯対策を十分に行い、児童等の教育環境を守る。

	地域と学校の連携・協働のためのスペース	・地域学校協働活動や PTA 活動の拠点となる場など地域に開かれたコミュニティースペースの場となるように計画する。
--	---------------------	---

第5章 施設整備にかかる参考資料

1 琴平町立統合小学校整備にかかるアンケート結果について

(1) 調査目的

統合小学校の計画を行うにあたり、保護者及び現職の教員方の意見を参考とすることで、現状の課題や、統合小学校にと求められる施設・設備等を把握することを目的とする。

(2) 調査結果

	保護者			職員			全体
	琴平小	榎井小	象郷小	琴平小	榎井小	象郷小	
配布数	87	52	85	11	14	18	267
回答数	71	41	68	11	14	18	223
回答率	81.6%	78.8%	80.0%	100%	100%	100%	83.5%

※小学校保護者については、長子に配布

統合小学校に期待することについて	保護者	職員	合計	割合
① 歴史ある門前町の琴平町のイメージに合う校舎	18	4	22	3%
② 教育の個性化、多様化に弾力的に対応できる教育空間	55	7	52	9%
③ 高機能な教室環境（日照、採光、通風、換気、音、衛生 等）	90	16	106	16%
④ 様々な学習形態に対応できるオープンスペースや多目的ルーム	31	6	37	5%
⑤ 将来の学習形態に対応できる可変的な間取り	22	11	33	5%
⑥ 個別学習が可能なスペース整備	6	6	12	2%
⑦ 教科ごとの特色ある教科教室	12	3	15	2%
⑧ 特別支援教室の環境整備	14	4	18	3%
⑨ カウンセリングの充実のための施設	9	3	12	2%
⑩ 地域社会や保護者との協働的な施設	6	2	8	1%
⑪ 国際理解の推進のための施設	6	0	6	1%
⑫ 教職員の休憩スペースの充実	5	7	12	2%
⑬ 環境との共生・配慮（エコスクール）	7	1	8	1%
⑭ 防災・防犯に優れた施設	86	14	100	15%
⑮ ICT 環境の整備	14	16	30	4%
⑯ バリアフリー対応	22	9	31	5%
⑰ 設備の整ったグラウンド	33	2	35	5%
⑱ 個性に配慮したトイレ整備や多目的トイレの設置	42	7	49	7%
⑲ 体育館の充実	29	4	33	5%
⑳ 図書室の充実	42	9	51	8%

2 琴平町立統合小学校整備に関するスケジュールについて

区分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
基本構想 基本計画						
基本・実施 設計						
新築検討協 議会						
用地取得	 ・建設地の決定 ・農振除外 ・農地転用 ・開発許可 ・用地測量 ・土地鑑定 ・地質調査					
土地造成工 事						
校舎・体育 館建設工事						
付帯・外構 工事						

開校

琴平町立統合認定こども園（仮称）
基本構想・基本計画

令和6年6月

琴平町

琴平町立統合認定こども園（仮称）基本構想・基本計画

目次

第1章 琴平町立統合認定こども園整備事業について・・・・・・・・・・	2
第2章 琴平町立統合認定こども園の概要について・・・・・・・・・・	3
1 沿革	
2 施設等の現状	
3 園児数の推移	
4 職員数の推移	
5 令和6年度 町内の就学前児童数	
第3章 こども園建設における基本構想について・・・・・・・・・・	7
1 教育・基本方針	
2 こども園施設の整備方針	
第4章 こども園建設における基本計画について・・・・・・・・・・	10
1 建設計画について	
(1) 建設計画地	
(2) 建設計画地内にある既存施設の取り扱い	
2 施設計画について	
(1) 建設概要	
(2) 予定施設の概要	
第5章 施設整備についての資料・・・・・・・・・・	13
保護者及びこども園職員アンケートについて	
第6章 施設整備について・・・・・・・・・・	14
園舎等の新築事業における配慮事項	

第1章 琴平町立統合認定こども園整備事業について

本町における乳幼児の保育・教育支援の施設は、私立保育園1園、公立認定こども園（幼保連携型）2園という現状です。

公立認定こども園については、令和4年度に南保育所と南幼稚園が統合して南こども園に、北保育所と北幼稚園が統合して北こども園となりました。

南こども園については、昭和58年に建設された旧南保育所を使用しており、40年以上経過した施設の老朽化と設備や機能の不十分等により、園舎に対する様々な要望等が出ています。

北こども園については、めばえ棟（0～2歳児）とみのり棟（3～5歳児）の分園状態となっており、0～5歳児の連続した教育・保育が困難なうえ、保護者の送迎や給食の運搬等で不便を生じています。また、施設については、めばえ棟は昭和56年に建設された旧北保育所、みのり棟は昭和56年に建設された旧北幼稚園を使用しており、それぞれ40年以上経過した施設の老朽化と設備や機能の不十分等により、南こども園と同様に、園舎に対する様々な要望等が出ています。

このことから、よりよい教育・保育環境を求める声があることから、更なる環境の改善を進めるために、令和5年度に小学校及び認定こども園の再編整備に関することについて、琴平町学校等再編整備検討協議会に諮問し、答申を受け、本町及び本町教育委員会としては、この答申を民意として尊重し、教育・学習・保育視点から子どもたちのことを最優先に考え、「琴平・榎井・象郷の3つの小学校を1校に統合するとともに、南・北の2つのこども園も1園に統合し、町の地理的に真ん中あたりに新たな土地を購入し、町立統合小学校及び町立統合認定こども園を併設し、いずれも新築する」こととしました。

第2章 琴平町立認定こども園の概要について

1 沿革

○南こども園

大正 5 年		琴平幼稚園として設立
昭和26年	4 月	琴平保育所として創立
		榎井保育所として創立
昭和27年	4 月	榎井幼稚園として創立
昭和58年	4 月	現園舎竣工（琴平保育所）
平成10年	4 月	琴平保育所、榎井保育所を統合し、南保育所と改名
		琴平幼稚園、榎井幼稚園を統合し、南幼稚園と改名
令和 4 年	4 月	南保育所、南幼稚園を統合し、南こども園として開園

○北こども園

昭和29年	4 月	象郷保育所として創立
		象郷幼稚園として創立
昭和56年	3 月	現園舎竣工（象郷保育所、象郷幼稚園）
平成10年	4 月	象郷保育所を北保育所と改名
		象郷幼稚園を北幼稚園と改名
令和 4 年	4 月	北保育所、北幼稚園を統合し、北こども園として開園（分園）
		0～2歳児はめばえ棟（旧北保育所）、3～5歳児はみのり棟（旧北幼稚園）の施設を使用

2 施設等の現状

○南こども園

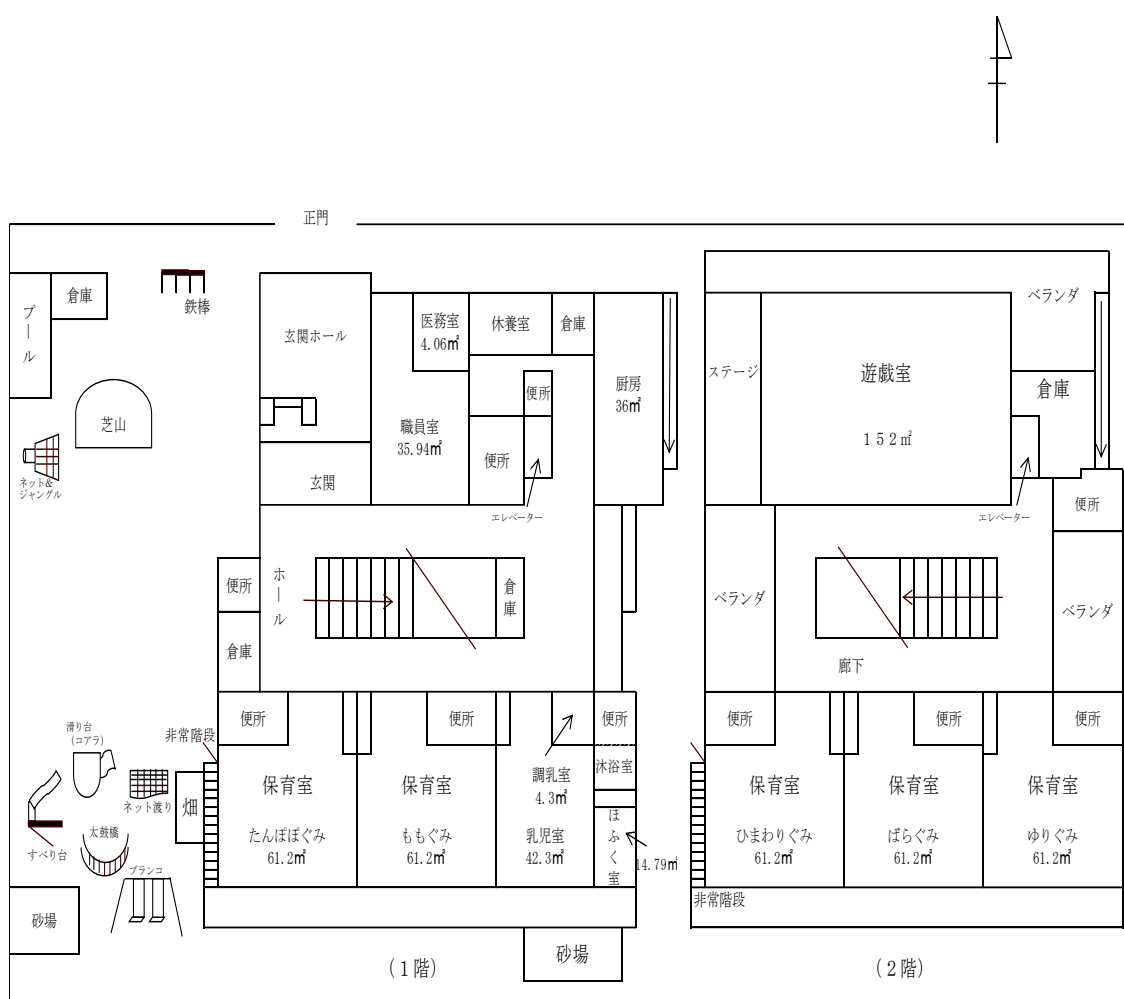
所 在 地：仲多度郡琴平町 103 番地

構造規模：鉄筋コンクリート造 2 階建

延床面積：948.70㎡

敷地面積：1,808㎡

【平面図】



○北こども園（めばえ棟）

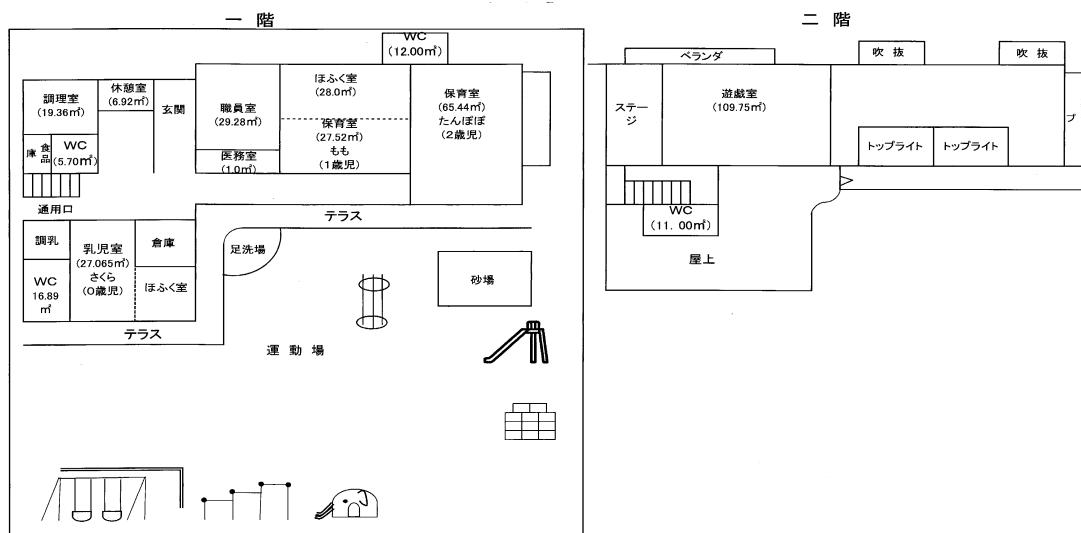
所 在 地：仲多度郡琴平町苗田 634 番地 1

構造規模：鉄筋コンクリート造 2 階建

延床面積：507.40㎡

敷地面積：1,338㎡

【平面図】



○北こども園（みのり棟）

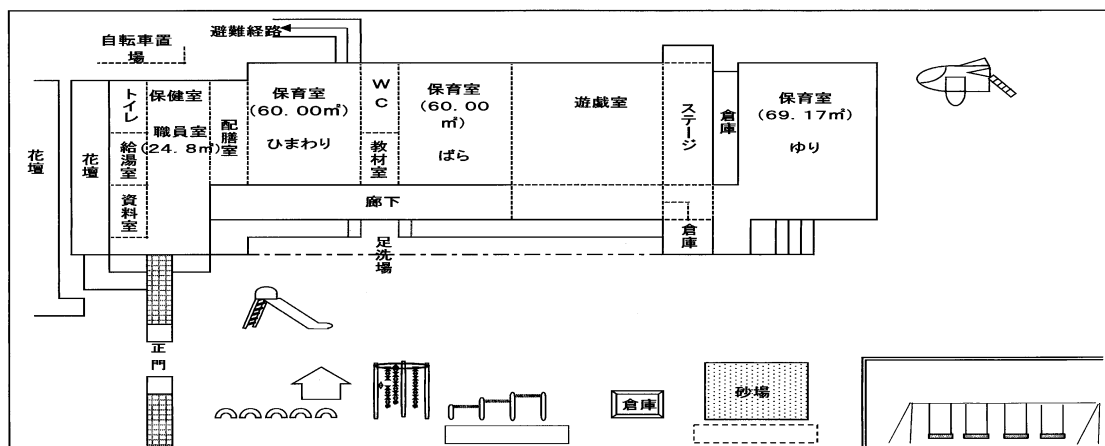
所 在 地：仲多度郡琴平町上櫛梨 31 番地 1

構造規模：鉄筋コンクリート造平屋建

延床面積：450㎡

敷地面積：951㎡

【平面図】



3 園児数の推移

	R2	R3	R4	R5	R6
南幼稚園	24	26			
南保育所	39	41			
北幼稚園	25	13			
北保育所	40	44			
南こども園			70	62	57
北こども園			58	56	51
小計	128	124	128	118	108
あかね保育園	76	69	70	64	61
合計	204	193	198	182	169

(単位：人)

4 職員数の推移（会計年度職員を含む）

	R2	R3	R4	R5	R6
南幼稚園	9	9			
南保育所	18	18			
北幼稚園	9	9			
北保育所	18	17			
南こども園			24	25	24
北こども園			27	28	26
小計	54	53	51	53	50

(単位：人)

5 令和6年度 町内の就学前児童数

	男子	女子	合計
0歳	23	14	37
1歳	15	11	26
2歳	14	24	38
3歳	11	22	33
4歳	26	17	43
5歳	18	22	40
合計	107	110	217

(R6.4.1現在)

第3章 こども園建設における基本構想について

1 教育・保育指針

【理念】

生きる力の基礎を培うために、豊かでたくましい心と身体を育てる教育・保育の充実

【基本方針】

友だちや自然とかかわりながら、一人ひとりが自分らしさを発揮し、いきいきと活動できる教育・保育の推進

2 こども園施設の整備方針

(1) 子どもたちが健やかに成長できる施設

- ① 子どもたちが意欲的に遊びを創り出し、展開することができる園庭、また広くて明るくゆったり過ごせる保育室等を適切に配置し、屋内外でのびのびと活動できるよう園舎と園庭を密接につなげる。
- ② 子どもたちが感性を豊かにし、思考力、表現力、行動力、探究心等が身につけられるよう、園舎内外から自然とのかかわりや遊びができる環境を整える。
- ③ 子どもたちの発達や年齢に応じて生活空間の区別ができ、職員や子どもにとってスムーズな動線を確保する。
- ④ 通常保育を行う保育室に加え、こども誰でも通園制度を見据えた、多目的に使用できる保育室を整備する。
- ⑤ 異年齢のかかわりが容易にできるような施設にする。

(2) 安心・安全に利用できる施設

- ① 大規模地震や豪雨等に対応するとともに、避難所として対応することができる機能を持ち合わせたバリアフリーでユニバーサルデザインの建物とする。
- ② 0から5歳児の生活空間として、幼児の行動を予想し、転倒や衝突等、人体に影響の少ない安全な部材や塗料、構造等に配慮する。
- ③ 体調不良の子どものために、健康に配慮した静かで落ち着ける小スペースのほか、配慮が必要な子どものための支援のスペースを設ける。
- ④ アレルギー対策などに配慮し、安全・安心な給食等の提供ができ、食育の観点から調理の様子が見える調理室を完備する。
- ⑤ 送迎のしやすさ、行事の混雑時や小学校併設を考慮した駐車場と敷地内通路、また接続する公道との安全を確保する。

(3) 自然を生かした施設

- ① 木のぬくもりを感じることができる園舎、木製の遊具やロッカー等を整備し、子どもたちに安らぎを与える。
- ② 自然の地形を利用し、園庭に起伏や四季を感じられる木々、水場等を取り入れることで、身体全体や五感を使ってのびのびと遊ぶことができる環境を整える。
- ③ 植物や菜園、小動物等と触れ合える環境を作り、子どもたちが自然に対して主体的にアプローチすることができるようにする。
- ④ 太陽光発電設備等の自然エネルギーの活用を図ることができる。

(4) 地域交流や校種間連携の拠点となる施設

- ① 併設小学校と交流・連携がしやすく、相互に触れあい、学びあうことができる。
- ② 地域に開かれ、家族や地域住民と季節ごとの行事等、世代間交流も盛んに行うことができる。

(5) 子育て支援や保護者の集いの場となる施設

- ① 令和8年度から全国で実施が予定されている、こども誰でも通園制度、一時保育事業(現在休止中)、小学校の長期休みや放課後の学童保育と連携をとることができる。
- ② 保護者と職員が相談できるスペースなど、保育や子育てへの理解、家庭との連携を深めることができる。
- ③ 在宅育児をしている保護者も、園に通っている子どもの保護者も互いに交流が持て、子育てについて学び、情報交換を行うことで、互いの関わりを通して子どもと一緒に成長できる。

(6) 職員にとって働きやすい施設

- ① 職員室から園全体が把握でき、複数の職員で子どもを見守ることができる開放感のあるつくりとする。
- ② 照明や空調、施錠など日常管理やメンテナンスなどに配慮した施設とする。
- ③ 職員・子どもが利用しやすいよう、十分な収納スペースや出し入れしやすい倉庫を設ける。
- ④ 管理や作業に必要なＩＣＴ環境を整備するほか、職員同士が情報を共有するための会議室や休憩室、給湯室等、子どもと切り離れた空間も設ける。
- ⑤ 男女職員に配慮した更衣室の設置をはじめ、机・ロッカー等備品の配備、一人ひとりが事務作業や制作作業等を行うことができるスペースを確保する。

(7) 統合小学校と併設による連携がとれる施設

- ① 日頃から園児、児童、小学校教諭、保育教諭の交流ができ、行事を一緒に行ったりすることで、園児は小学校に対する憧れや、親しみをもつことができる。
- ② 小学校の職員とこども園の職員の連携（共通理解でスムーズなバトンタッチ）
個々の園児の様子を小学校へつなぐため、小学校への情報提供や意見交換、合同研修、相互の授業・保育の参観、小学校職員研修会への参加などでこども園と小学校の職員が連携し、共通理解を図ることができる。
- ③ お互いに交流を図ることができるため、小1 プロブレム（小学校に上がったときに環境に適応できず、子ども側に起こるさまざまな問題や、その子どもたちの行動により、集団形成が成り立たなくなる状態）の予防をすることができる。

第4章 こども園建設における基本計画について

1. 建設計画について

(1) 建設計画地

1. 地名地番：香川県仲多度郡琴平町苗田775番地1 他
2. 敷地面積：約21,000㎡
3. 道路：東側：県道206線（原田琴平線）、南側：町道荒井林立線
西側：町道天神線、
4. 地域地区：都市計画区域内
5. 都市整備：給水：上水道
電力：四国電力㈱
排水：公共下水道事業認可区域外
6. 用途地域：指定なし

(2) 建設計画地内にある既存施設の取り扱い

1. 用水路：必要な機能を維持できるよう、移設や埋設を検討する。
2. 公衆用道路：こども園及び小学校へのアクセス等を考慮し、必要な改良を施すものとする。

2. 施設計画について

(1) 建設概要

園舎、園庭（屋外遊戯場）、その他付帯設備を建設し、外構整備を行います。

なお、各施設の機能については、「香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例」（平成24年香川県条例第52号）を満たすものとします。ただし、1歳児の職員配置基準については、現在は6：1ですが、将来的には5：1となることが想定されているため、想定を見込んで行うものとします。

(2) 予定施設の概要

【園舎】延床面積：3,000㎡程度

階数：2階以下

主体構造：RC造・鉄骨造・木造又はそれらの複合構造等

想定定員

年 齢（配置基準）			保 育 認 定 こ ど も	教育標準時間認定こども	合 計
年 齢 別 内 訳	0歳児（3：1）		20名（11名）		20名（ 11名）
	1歳児・2歳児		50名（27名）		50名（ 27名）
	（6：1）	1歳児	25名（ 9名）		25名（ 9名）
		2歳児	25名（18名）		25名（ 18名）
	3歳児（15：1）		25名（24名）	10名（ 2名）	35名（ 26名）
	4歳以上児		50名（44名）	20名（ 12名）	70名（ 56名）
	（25：1）	4歳児	25名（22名）	10名（ 5名）	35名（ 27名）
		5歳児	25名（22名）	10名（ 7名）	35名（ 29名）
合 計			145名（106名）	30名（ 14名）	175名（120名）

※括弧内には、R6年度の南・北こども園利用申請数の合計を記載（R6.6.1現在）

想定する諸室機能：乳児室又はほふく室：2室以上（0・1歳児）

保育室：4室以上（2歳～5歳児）

子育て支援室：1室（隣接または一部に設置、放課後児童クラブとの複合施設も可能）

その他の施設：調理室、遊戯室、職員室、休憩室、トイレ（職員、こども）、職員更衣室（男女）、会議室、保健室、給湯室、印刷室、倉庫、書庫、物入・収納スペース、廃棄物集積スペース、洗濯・沐浴・手足洗い場、給湯・調乳スペース、エレベータ（複数階となる場合）他

＊諸室機能を最大限に活かしながら、効率的な融合や併用など柔軟な組み立てを検討すること

【園庭（屋外遊戯場）】

園庭面積：1,500～2,000㎡程度

園舎とのつながりを意識した園庭には、日常的に体幹を鍛えられるような起伏を設け、四季を感じられる木々の植栽、菜園スペース、泥場や砂場のほか、維持管理に配慮した遊具をバランスよく設置するなど、挑戦の場でありながらも、安心の場となるような環境構成とします。また、併設する小学校のとの配置についても考慮すること。

【駐車場】

駐車台数：100台程度

保護者等送迎時の動線、歩行者の安全確保について、分散や区分など十分配慮したものとします。併設小学校の駐車場の使用も考慮して整備を検討する。

【その他施設・設備等】

屋外倉庫、遊具、屋外トイレ、屋外手足洗い場、小動物の飼育小屋、駐輪場、太陽光発電（蓄電池含む）設備

（３）園舎等の新築事業における配慮事項

園舎等の整備にあたっては、特に以下の点について十分な配慮がなされたものとします。

- ・ 設計プロセスを通じたワークショップの開催など利用者の意見の反映
- ・ 供用開始前（引越し）の備品の搬入、各既存園舎からの教材等の運搬、設置（特に調理施設については、供用開始前に十分な期間を設け、厨房機器の取り扱いや作業手順の確認ができるよう配慮すること）
- ・ 工事期間から供用開始後も含めた周辺住民等への影響（騒音・電波・交通障害等）

第5章 施設整備についての資料

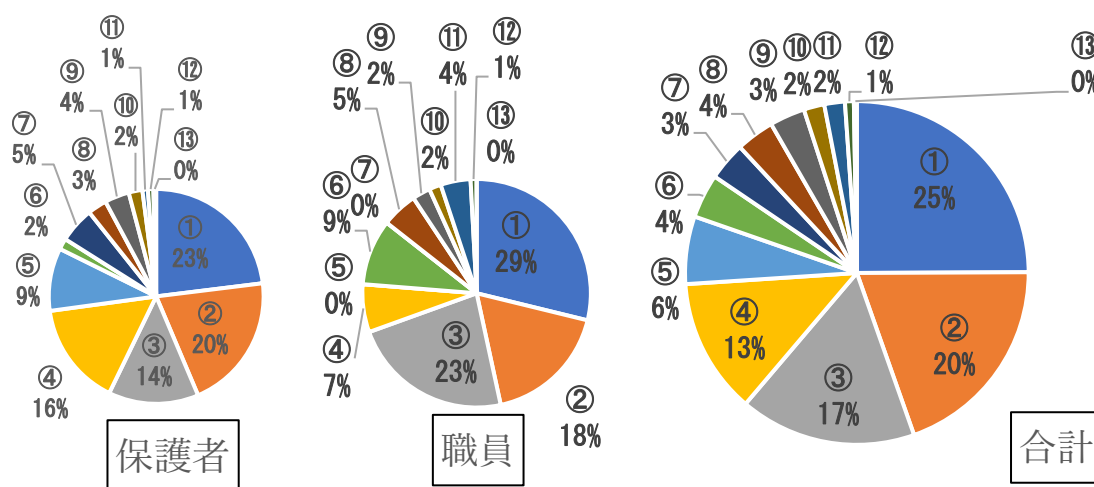
保護者及びこども園職員のアンケートについて

基本構想・基本計画を策定するにあたり、アンケート調査を実施しました。

実施期間：令和6年4月9日（火）～4月19日（金）

保護者		職員		全体	
配布数	90	配布数	40	配布数	130
回答数	79	回答数	40	回答数	119
回答率	87.8%	回答率	100.0%	回答率	91.5%

統合認定こども園に期待することについて（複数回答）	保護者	職員	合計
① 子どもたちがのびのびと遊べる環境	56	34	90
② 防犯、自然災害に強い安全安心な施設	50	21	71
③ 十分な広さがある保育室や創造性の広がる保育環境	33	27	60
④ 駐車場の確保、送迎の利便性	38	8	46
⑤ 預かり保育等の充実 （一時預かりや現在よりも長時間の保育が可能）	23	0	23
⑥ 職員の休憩スペース等の充実	4	11	15
⑦ 小学校の学童の併設	13	0	13
⑧ 小学校との交流・連携や地域住民との交流	7	6	13
⑨ 衛生管理の徹底	9	3	12
⑩ 保護者同士の交流の場、育児相談など子育て支援機能の充実	5	2	7
⑪ 食育の推進	2	5	7
⑫ こども園の情報化	2	1	3
⑬ その他	1	0	1



第6章 施設整備について

アンケート調査や職員ヒアリングから提案された考え方

こども園施設整備の基本的な考え方は次のとおりです。（配慮事項）

場所	配慮事項
全体	配置条件 ・周辺の民家等に対する騒音、また公道との接続（動線）等について、特段に考慮した配置とする。 ・併設小学校に支障が出ないように配置を検討する。
	外観・設計・デザイン等 ・木造・非木造にかかわらず、経済性と耐震性、耐久性等を考慮した設計とする。 ・園内外に自然を感じ、また園児が様々な自然と触れ合えるよう配慮する。 ・園全体の動線に配慮し、バリアフリーで広く明るく落ち着いた空間を基調とする。 ・適正な安全を確保し、子どもの目線に配慮したつくりとする。
	防災・防犯 ・園内外を防犯カメラで把握でき、また非常時にも対応できるシステム機能等を導入する。 ・地域の人々の訪問、屋内外への子どもの自由な出入りの妨げにならないよう、施錠箇所やその方法について十分配慮する。（職員室から玄関の施錠が可能な仕組み等） ・防災対策を備えた避難所の役割を持たせる。 ・2階建ての場合は避難用滑り台の設置など、有事の際の避難経路を確保しやすいつくりとする。
	室内環境・部材 ・3歳未満児と3歳以上児のエリアを区分するなど、年齢や生活時間に合わせた施設配置とする。 ・各部屋に調節可能な冷暖房設備、LED照明等を完備する。 ・自然採光や通風も考慮した設計とする。 ・子どもたちに安全な和の暖かみ（木材や畳など）を感じるよう配慮し、また汚れが目立たない部材についても考慮する。 ・年齢や用途に合わせ、自由な組み合わせや調節ができ、整備が容易な木製のロッカーや棚、遊具等を採用する。 ・雨の日でもしっかり遊べる環境とする。 ・人的環境、空間的環境、物的環境の3つの視点を大切にして、子どもの成長、発達にあわせて工夫ができる部屋づくりとする。 ・子どもの達成感と向上心の両立を図るため、室内及び廊下に、子どもたちの表現活動や制作物を展示し、共有できるスペースを確

		保する。 ・ 効率のよい、時代の変化に対応できる I C T 及び O A 設備を整える。 ・ 放送施設を備え、緊急時の連絡等迅速な対応を可能とする。
職員室・保健室		・ 園庭や園全体の動線に配慮した位置に配置する。 ・ 常勤職員の事務スペース（30人分程度の机やパソコン）を確保し、さらに皆が効率的に事務作業や制作作業等を行えるスペースも確保する。 ・ 園内 LAN 等情報環境の整備や配線処理を容易に行うことができる。 ・ 放送設備、内線電話機能を充実させ、職員間の情報共有に役立てる。 ・ 緊急車両が横付けできる配置とする。
乳児室・ほふく室		・ 家庭的な雰囲気、落ち着いたゆったり過ごせるよう、少人数クラスを整備する。 ・ 異年齢児とのかかわりが持ちやすいよう、他保育室との位置関係を配慮する。 ・ 安全性に配慮し、子どもの手が届かない家具の活用や設備の工夫をする。 ・ 子どもが転んでもけがをしない、食事や排泄等の汚れが落ちやすい床材を使用する。 ・ 人数の増減や状況に応じて、棚や仕切りを自在に動かすことができる。 ・ 子どもの些細な変化や体調管理に対応できる施設環境（床暖房など）や、必要設備との位置関係を考慮する。
保育室		・ 生活スペース、遊ぶスペース、食事スペースなど分けることができる。 ・ 十分な広さを確保し、室内又は廊下に、子どもが落ち着ける小スペース、お絵かきコーナーや図書コーナーなど、いつでも自由に利用できるスペースを検討する。 ・ 同学年の保育室は、1室を可動間仕切り等で仕切るような設計も可とし、多様な使い方や交流（隣のクラスを行き来できる環境等）ができるような工夫をする。 ・ 外遊びと中遊びをつなげる空間（テラス）を設置する。 ・ 子どもたちが遊び道具や材料を出し入れできる収納スペースを十分確保する。 ・ ケガや事故の防止に配慮した家具や建具を設置する。 ・ ICT 教育の環境を整える。 ・ 子どもの些細な変化や体調管理に対応できる施設環境（床暖房など）や、必要設備との位置関係を考慮する。

遊戯室	・ 式典や発表会等を想定した舞台やスペースを確保し、照明・放送設備・ICT環境等を充実させる。 ・ 子どもたちが全力で運動できる広さを確保する。 ・ 各保育室からのアプローチが容易な場所に配置する。
調理室	・ 食育の一環として、廊下等から調理風景が見学できるよう考慮する。 ・ 作業区分やアレルギー対応に配慮したスペースや動線を整備する。 ・ 食材の搬入に適した出入口を設け、また衛生面等に配慮した食材庫や下処理室を設ける。 ・ 雑菌等の発生を抑制するドライシステムとする。 ・ 食洗器を設置する。 ・ 衛生管理の面から調理員専用のトイレを設ける。 ・ 衛生管理の面からエアシャワーを検討する。
トイレ	・ 室内のトイレは洋式かつ乾式並びに非接触型の手洗い設備を検討するなど衛生環境に配慮した使いやすい計画とする。 ・ 学年ごとにトイレ、手洗い場を整備する。 ・ 年齢区分に応じ、男女別、または男女併用等を考慮する。 ・ 保育室から直接行き来ができるなど、動線を考慮した配置とする。 ・ 用途や年代に応じて鏡の高さを変えるなど、形や高さを工夫し、発達に合わせてトイレトレーニングがスムーズに行える環境とする。 ・ こどもの定員、職員数、来客や配慮が必要な方を考慮し、適切な場所に十分な数を設置する。 ・ 使用する年齢区分に応じた仕切り壁、また、簡易なシャワー設備も備える。 ・ 汚物の保管及び処理等に配慮したつくり、また設備等を備える。
玄関	・ 高さや動線を考慮したゆとりのある下駄箱を設置する。 ・ 送迎時に職員と保護者がコミュニケーションを図れるよう、広くてフラットなつくりとし、十分な掲示スペースを確保する。 ・ 地域住民等、通常の利用者以外の方もスムーズに出入りできるよう、見晴らしがよく動線が分かりやすいつくりとする。 ・ 雨に備えた屋根、軒を整備する。
会議室	・ 気軽にミーティングを行うことができるよう、人数に応じて使い分け可能な会議室を設ける。（30人程度、パーティションで区切るなど）
更衣室・休憩室	・ 男女職員に配慮した更衣室を設ける。 ・ 休息スペース（和室可）を設ける。 ・ 職員室との動線も考慮した給湯スペースを設ける。

倉庫	・遊戯室や保育室の近くに複数配置する。 ・保育教材や材料、備品をわかりやすく収納できる、十分なスペースを確保する。 ・通常保育用とは別に、備蓄倉庫などと多目的に使える倉庫も整備する。	
手足洗い場	・各部屋または廊下等に、利用場面に適した手洗い場を設置し、人数にあった十分な数の蛇口を確保する。 ・屋外活動との動線に配慮した位置に足洗い場を設ける。 ・滑りにくい床材を使用する。	
園庭	園庭	・保育室から直ぐに出られ、相互に活動が見えるよう考慮する。 ・3歳未満児用は芝生、3歳以上児用はグラウンドの園庭スペースを設けるなど、成長過程を考慮したつくりを検討する。 ・適度に日陰を取り入れる。 ・平坦な園庭ではなく起伏を設け、子どもの意欲や探究心を掻き立てる仕組みをつくる。 ・子どもたちが栽培や収穫ができる菜園、花壇を整備する。 ・大人の目の届かない危険箇所には、防犯カメラを設置する。
	砂場	・紫外線対策等のため、開閉式の屋根を検討する。 ・使用しないときはカバー等で覆い、別の活用も可能とする。
	遊具	・子どもの体力づくりに配慮し、各年齢に応じた遊具を設置する。 ・秘密基地や小屋など、子どもが自由な遊びを展開できると同時に、自ら危険を察知し回避することを学べる設備を取り入れる。
	倉庫	・子どもたちが自分で遊び道具を出し入れできる、ゆとりのある倉庫を設置する。 ・大きな備品の収納用に、間口の広い倉庫を設置する。
駐車場	・併設小学校や公道、民家等との位置関係を配慮し、送迎がスムーズ（入口と出口の固定化など）に行えるように設置する。 ・安全面を考慮し、十分なスペースを確保する。 ・来客用、運動会や生活発表会等の行事の臨時的なスペースを考慮する。 ・外灯の設置など、送迎時間や近隣農地に配慮した設備を工夫する。 ・併設小学校の駐車場の使用も考慮して整備を検討する。	
子育て支援施設	・こども園や併設小学校に隣接し、併設小学校の学童施設と共有することも考慮しながら動線を計画し設置する。 ・令和8年度から全国的に実施される、※こども誰でも通園制度の利用について検討する。 ※こども誰でも通園制度とは、6か月～3歳未満の保育所やこども園を利	

	用していないお子さんが、保護者の就労要件を問わず、時間単位で保育所等を利用することができる制度。
その他	・ランチルーム（３～５歳児）を検討し、設置する場合は調理室との位置や動線を考慮する。 ・預かり保育などに使用できる、十分な広さを考慮した部屋を、通常の保育室とは別に整備する（他の部屋との兼用可）。 ・配慮が必要な子どものための支援のスペースを考慮する。 ・先生と保護者、保護者同士が周りを気にせずゆっくり相談できるようなスペースを設ける（他の部屋との兼用可）。 ・門扉、施設の周囲に設置するフェンスを考慮する。 ・太陽光設備を検討する。 ・保育用の洗濯機（２台）、調理用の洗濯機（１台）を設置するスペースを確保する。 ・プールの位置は動線を考慮して設置する。